

食品廃棄物等の発生抑制の目標値等を改正する告示案等に対する
意見の募集（パブリックコメント）について

平成 26 年 2 月

農林水産省食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 改正の経緯

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令（平成 13 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 4 号）第 3 条第 2 項に基づき、食品関連事業者が達成に努めるべき食品廃棄物等の発生抑制の目標値は、平成 24 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第 1 号（食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令第 3 条第 2 項に基づく主務大臣が定める期間及び基準発生原単位。以下「発生抑制目標告示」という。）において食品関連事業者 74 業種のうち、16 業種について、業種・業態の特性やデータの存否等を考慮の上、2 年間の暫定目標値として定められているところである。

これら目標値設定にあたっては、平成 23 年 10 月から平成 24 年 1 月までの「食品廃棄物等の発生抑制の目標値検討ワーキンググループ」で検討を行い、将来的には、できるだけ多くの業種において発生抑制の目標値の設定を目指しつつも、まずは、可食部分の廃棄処分が多く、発生抑制の重要性が高く、工夫次第で様々な取り組みが可能と考えられる業種で、かつ、密接な値が特定される等データの整った業種から先行して発生抑制の目標値を設定するとの考え方のもと、以下のとおり整理され、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会及び中央環境審議会廃棄物・リサイクル部会の上の了承を得たところである。

区分	業種数	業種例
業種・業態の特性を考慮の上、発生抑制の目標値を設定することが適切であると判断された業種（注）	16	肉加工品製造業、牛乳・乳製品製造業、醤油製造業 など
下記の業種については、必要なデータが得られない等の理由から目標値の設定を見送ることとするが、当面は業界として自主的な取組を行うこととし、将来的な目標値の設定に向け引き続き検討を行っていく必要がある。		
食品廃棄物等の発生が生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫等、または食べ残し等の可食部分であることから、発生抑制の重要性が高く、できるだけ早期に目標値を設定すべき業種	21	水産缶詰・瓶詰製造業、水産練製品製造業 など
業種・業態の検討が不十分で、データが不	13	その他の畜産食料品製造業、

足しており、目標値の設定にあたっては更なる検討が必要な業種		その他の水産食料品製造業など
食品廃棄物等のほとんどが製造に伴い必然的に発生する不可食部であるが、可食部及び不可食部の量的把握が不十分であり、今後、発生抑制の余地及び手法について検討する必要があることから、今の段階では、目標値設定は難しい業種	14	部分肉・冷凍肉製造業、海藻加工業、塩干・塩蔵品製造業など
食品廃棄物等のほとんどが商品として市場を形成していると考えられ、目標値の設定がその生産の抑制ととらえられかねないことに加え、食品廃棄物等のうち廃棄処分されているものについても実態把握が不十分であるため、今の段階では、目標値の設定は不適切であると考えられる業種	10	甜菜糖製造業、小麦粉製造業、でん粉製造業 など

(注)「食品廃棄物等の発生量」と「食品廃棄物等の発生量と密接な関係を有する値」が相関係数 0.7 以上の関係などの条件を満たした業種。

今般、平成 26 年 3 月 31 日をもって暫定目標値の期間が終了し、再度目標値を設定する必要があることから、食品関連事業者より収集したデータに基づき、暫定目標値を設定した 16 業種及び「食品廃棄物等の発生が生産過程だけでなく、流通との間で生じる過剰在庫等、または食べ残し等の可食部分であることから、発生抑制の重要性が高く、できるだけ早期に目標値を設定すべき業種」と整理された 21 業種について検証した結果、

16 業種のうち、食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）について相関関係が見られなかったことから目標値設定を見送ること

21 業種のうち、水産缶詰・瓶詰製造業等についてデータが整ったことから新たに設定すること

について、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会と中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会との合同会合における了承を得たことから、所要の改正を行うこととする。

2. 改正の概要

(1) 発生抑制目標告示一部改正

- ・ 主務大臣が定める期間を平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までと定めているところ、当該期間を平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに改める。
- ・ 主務大臣が目標値を定める業種については、食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものを除く。）を削除し、水産缶詰・瓶詰製造業、野菜漬物製造業、食堂・レス

トラン（麺類を中心とするものに限る。） 食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。） 居酒屋等、喫茶店、ファーストフード店、その他の飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。） 結婚式場業及び旅館業を新たに追加し、それぞれ基準発生原単位を定める。

業 種	発生抑制の目標値	備 考
肉加工品製造業	113kg / 百万円	
牛乳・乳製品製造業	108kg / 百万円	
水産缶詰・瓶詰製造業	480kg / 百万円	新規
野菜漬物製造業	668kg / 百万円	新規
味そ製造業	191kg / 百万円	
しょうゆ製造業	895kg / 百万円	
ソース製造業	59.8kg / t	
パン製造業	194kg / 百万円	
麺類製造業	270kg / 百万円	
豆腐・油揚製造業	2,560kg / 百万円	
冷凍調理食品製造業	363kg / 百万円	
そう菜製造業	403kg / 百万円	
すし・弁当・調理パン製造業	224kg / 百万円	
食料・飲料卸売業（飲料を中心とするものに限る。）	14.8kg / 百万円	
各種食料品小売業	65.6kg / 百万円	
菓子・パン小売業	106kg / 百万円	
コンビニエンスストア	44.1kg / 百万円	
食堂・レストラン（麺類を中心とするものに限る。）	175kg / 百万円	新規
食堂・レストラン（麺類を中心とするものを除く。）・居酒屋等	152kg / 百万円	新規
喫茶店・ファーストフード店・その他の飲食店	108kg / 百万円	新規
持ち帰り・配達飲食サービス業（給食事業を除く。）	184kg / 百万円	新規
結婚式場業	0.826kg / 人	新規
旅館業	0.777kg / 人	新規

（２）食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部改正

今般、新たに食堂・レストラン等の業種で目標値が導入されることに伴い、食品廃

棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成 19 年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 3 号）の別記様式備考 4 に基づく記入すべき「業種」を目標値が定められる業種に合わせて細分化する等の改正を行う。

3．今後のスケジュール（予定）

意見募集 平成 26 年 2 月 14 日（金）～ 3 月 15 日（土）

公 布 平成 26 年 3 月 31 日（月）

施 行 平成 26 年 4 月 1 日（火）